超難所運営訓練計画書



2021年度里東小にて2022年度里小にて実施いたしました避難所開設訓練を発展させ避難所運営訓練を実施いたします。

- ・ 住民を対象とした訓練は、別途11月12日に仰木の里学区総合防災訓練として実施します。
- ・ 今回は役員のみに限定して、避難所開設訓練~受入訓練~運営訓練を実施します。

1 実施日時 2023年9月24日(日) ※雨天決行、但し警報が発令、緊急事態宣言が発令された場合は中止

9時00分~9時30分 避難所開設準備 (**幹部役員**) 9時30分~12時00分 避難所運営訓練 (**全役員**)

2 実施場所 仰木中学校体育館

3 参加対象者 学区関係者 自主防災会役員(本部役員+ブロック本部役員+防災部長+防災士)、自治連執行部

市関係者 危機·防災対策課、初動支所班、仰木中避難所担当員

避難所管理者 仰木中学校(校長、教頭)

4 注意事項 ※ 体育館・校舎は土足厳禁である為、靴袋(レジ袋など)上履きを持参してください。

※ 本部役員・ブロック本部役員・防災士はベスト・ヘルメット着用

仰木の里学区自主防災会

① 訓練概要 今回の避難所運営訓練は実際の避難所を想定し、避難所運営委員会の各班の役割の一部をシュミレーションします。

大津市避難所運営マニュアルの概要資料

避難所運営委員会・運営班・組の役割

避難者の方々を中心に 『避難所運営委員会』 を設置し、協力して円滑な避難所運営を図ります。

会長·副会長

- 避難所運営委員会の業務の統括
- 運営委員会の会議の議長を務める。

市担当者

- 避難所運営の全般の管理
- ・市災害対策本部(初動支所班)との 連絡•調整

施設管理者

- 避難所施設の管理
- 避難所運営のサポート

(運堂管理扣当者)

総務班

- 運営委員会の庶務(事務局)
- 避難所運営全般の調整等
- 市災害対策本部との連絡事項の整理
- 避難所の管理、秩序の維持
- 外国人への対応(総括)
- ボランティアの要請、受入れ
- ・ 総合相談、外国人相談窓口の設置 ほか

- 避難者名簿の作成、管理
- 避難者数の把握
- 必要な避難者情報の各班への提供
- 安否確認への対応
- 「受付」の設置

連絡•広報班

- ・ 問い合わせ対応
- 避難者の呼び出し、記録
- 各種情報の収集,提供、保存
- 避難所の広報全般(広報窓口)

- 地域や集落ごとに「組」を編成
- 組から|組長|や各|連呂班員|を選出
- 組員は運営委員会、組長、各運営班

衛生班

- トイレに関する対応
- ごみに関する対応
- ・ 避難者の健康管理
- 子どもたちへの対応
- 防疫に関すること

・ 車中泊者への対応

屋外避難者の把握

屋外班

ペット対策に関すること

物資班

食料班

食料等の配給

物資等の配給

救護班

物資の受入れ、管理、要請

災害時要援護者への支援

災害時要援護者の必要物資への配慮

災害時要援護者の相談窓口の設置

災害時要援護者への対応に係る調整

食料、食材の受入れ、管理、要請

災害時要援護者の食料への配慮

物資窓口の設置

負傷者、病人の救護

誘導班

- 避難所周辺の交通整理
- 避難者、来訪者の避難所 各窓口への案内

在宅避難者

避難所では、在宅で避難する人 に対しても、不足する食料、物資 の提供等の支援を行います。

(組) 組長

- 組のとりまとめ
- 組への情報伝達
- 組ごとの配給物資等の受領、配布
- 組員のニーズの聴き取り、取り次ぎ

連 携•支援 ☆ 運営管理担当者、運営班の班長、組長により

市災害対策本部

市民センター(初動支所班)

防災関係機関

自治会·自主防災会等

消防団

災害ボランティア

大津市災害ボランティアセンター

運営委員会を構成し、運営に必要な事を協議。 ☆ 避難所の規模により、運営班の業務を調整。

今回、訓練参加者に在宅避難者はいないが、各自主防災部長が在宅避難者名簿を仮想で1家族分起票提出し、 各防災部に在宅避難者が1家族おられるものとして取り扱う。

②参加者 及び 必要備品

●学区参加者

役職	人数
学区本部 会長・副会長	3
事務局·会計	5
要支援者担当役員	2
自治連 会長·執行部	3
里ブロック本部役員	9
里東ブロック本部役員	4
里防災部長	10
里東防災部長	13
里防災士(本部役員/部長重複除く)	5
里東防災士(本部役員/部長重複除く)	8
	62

●市·学校参加者

役職	人数
危機・防災対策課	2
初動支所班	2
避難所担当員(訓練実施学校担当)	1
避難所施設管理者	2
	7

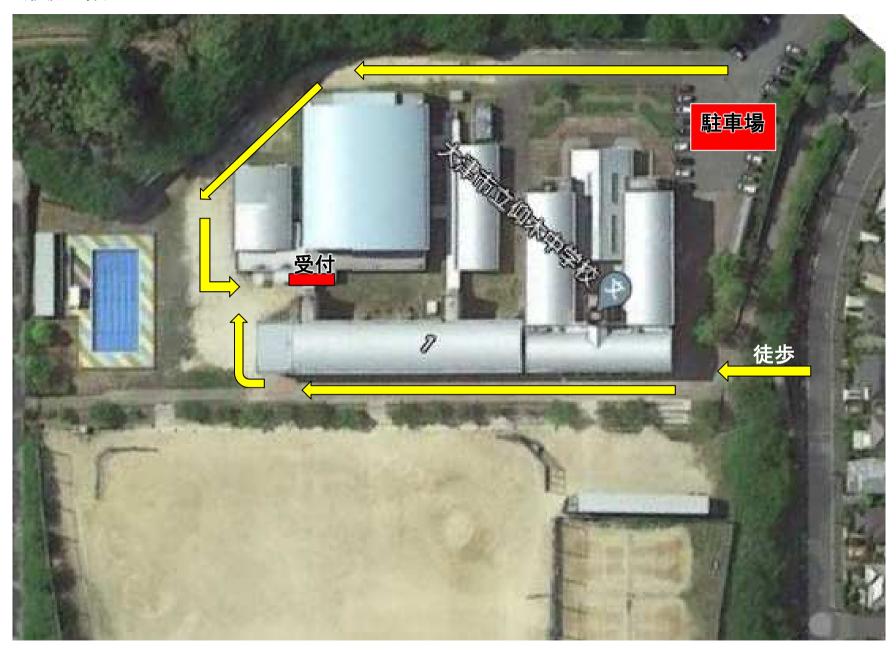
- ※ 市防災倉庫備品は災害時に備えて準備されている為
 - ① 使用後は清潔にして元の状態に戻すこと
 - ② アルコール消毒液等の消耗品は使用せず、防災会備品を使用
- ※ ブロック倉庫備品は、災害時小学校避難所で使用している可能性 が高い為防災会備品は中学用として確保している備品を使用すること

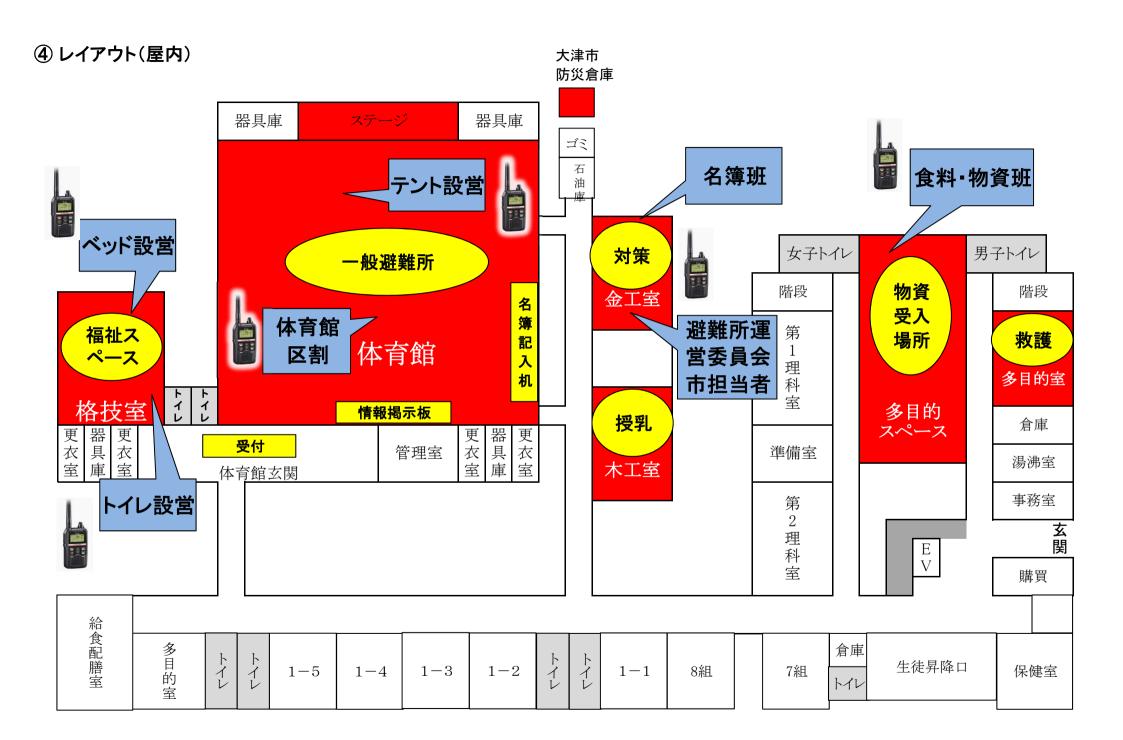
用途	品名	数量	借用•保管場所
受付	長机	1	中学校
	パイプ椅子	2	中学校
	アルコール消毒液	1	支所自主防災会倉庫
	体温計	2	支所自主防災会倉庫
	筆記用具	2	支所自主防災会倉庫
	フェイスシールド	2	支所自主防災会倉庫
	パーティ 棒(2m)		支所自主防災会倉庫
	_{ション} 透明ヒニール(120高×200幅)		支所自主防災会倉庫
	養生ナーフ(半透明)		支所自主防災会倉庫
	受付立て看板(今回作成)	1	里小自主防災会倉庫
本部&名簿班	金工室備え付けの机椅子を使用		中学校
名簿記帳台	名簿記入用机	2	中学校
	パイプ椅子	6	中学校
	鉛筆(12×5ダース)	60	支所自主防災会倉庫
	アルコール消毒液	1	支所自主防災会倉庫
避難所内	掲示板	1	中学校
	体育館ライン用微粘着養生テープ(青)	10	支所自主防災会倉庫
	メジャー(25m以上)	1	支所自主防災会倉庫
	避難テント		市防災倉庫
	簡易トイレ		市防災倉庫
	エアーベッド		支所自主防災会倉庫
	エアーマット		市防災倉庫
	ハンドマイク		里小自主防災会倉庫
	無線機(各班連絡用)		里小自主防災会倉庫
	給食班用500mlペットボトル水	人数分	*****
各種用紙	避難者名簿		参加者+22
	避難者一覧表		自治会数分
	避難所運営委員会名簿	2	
	避難所運営委員会規約		A3
	避難所における共通ルール		A3
	食料供給関係要請 受信票 兼 処理票	8	
	食料処理台帳	8	
	「食料・物資の配分方針」に関する伝達文		A3
	ペットの飼い主の皆さんへ	8	A3
	避難所ペット登録台帳	8	

③スケジュール

時刻	訓練内容				責任者							
9:00	訓練準備開始											
	校門開錠、体育	育館、校舎、	市防災倉庫開錠	2	施設管理者	¥ H						
	里小自主防災惫	倉庫から訓練用備品中学校へ搬送		津原・松本清 8:30里小集合		合						
		会倉庫から	<u>中学校用備品移</u>	送	新道•松田		8:30市民セ	ンター	-集合			
	受付設営				幹部役員							
9:30	 集合兼受付											
9.30		·	 練参加受付		喜多 松木	利害	受付で避難	雑老な	2. 簿を受取し	1 避難所内	で記る	、&本部へ提出
	訓練説明体育				津原、松田				<u>」 得 と 又 収 り</u> 備を使用(ロ			(及本即、)定田
		איייים כי יום או	(F.1.E.101-0)		一个小八百五			之成		파기지다	п и /	
10:00	避難所運営訓練											
	訓練参加者を6チームに分け		10:00~10:15		0:15~10:30		0~10:45		:45~11:00	11:00~1		11:15~11:30
	Aチーム 里、里北 Bチーム けやき、東山、「		体育館区割 テント設営	トイレ	·設呂 館区割	ベッド設トイレ設		良料物	<u>物資発注配布</u> 設党	避難者一覧作		テント設営 避難者一覧作成
	Cチーム メゾン、学校前、		避難者一覧作成	テント	設営	体育館		トイレ		ベッド設営		食料物資発注配布
	Dチーム 東1~東6				者一覧作成	テント設			館区割	トイレ設営		ベッド設営
	Eチーム 東7、仰木台、L		ベッド設営				<u>一覧作成</u>	テント	<u>設営</u> 5一覧作成	体育館区割		トイレ設営
	Fチーム 衣川台、里南、湖	都が丘、北雄等	トイレ設宮	ベット	· 設呂	艮科彻	資発注配布	<u></u> 姓難 1	了一 頁作队	テント設営		体育館区割
	担当チーム(班)	訓練担当者			作業内容1		11	作業内容2		作業内容3		
	市担当者·施設管理者	市避難所担	当員、学校長		施設安全確保		立	立入禁止スペースの指定				
	避難者リーダー	幹部役員			受付設営(訓練前作業)							
	避難所運営委員会	林、松本、松	村/津原、新道、	安井	委員会名簿作成		委	委員会規約作成		避難所	fルール作成広報	
		市避難所担	当員、学校長									
	総務班	宇佐美(稲垣	<u>i</u>)		体育館区割			更	更衣室•授乳場所設定			
	総務班②	五十嵐			テント設営							
	名簿班	前田		避難者名簿収集(在宅・車中含む)		退	避難者一覧表作成		市担当	省本報告		
	食料班•物資班	中橋(松本利恵)		食料発注		食	食料受入・配布(模擬) 物		物資受	·入·配給(模擬)		
	救護班	喜多		福祉スペースへ簡易ベッド設置								
	衛生班	松本利寛			簡易トイレ設置訓練							
	衛生班②				飼育場所決定		~	ット飼育ルー	-ル作成			
	連絡•広報班			今回訓練なし								
	屋外班•誘導班				今回訓練なし							
11:30	11:30 後片付け (全員) (全員) (全員) (主) (t) (t)											
11.30	I .JU 攻刀 リリ											

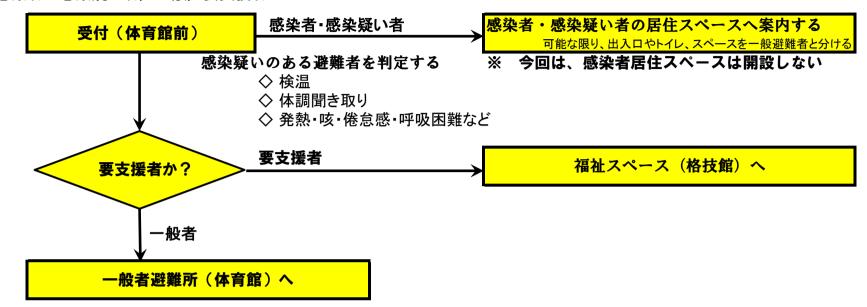
④ レイアウト(校庭全体)





⑤ 避難所受付

受付 にて感染者・感染疑い者/一般/要支援者にゾーニング



●受付(体育館入口)



設備

- ・立て看板を設置
- ・パーティションを設置
- ・非接触体温計を設置
- ・アルコール消毒液を設置
- ・ソーシャルディスタンス確保の為、ピクトグラム/養生 テープなどで待機位置を明示

受付装備

・防災会ベスト着用+マスク+フェイスシールド

作業内容

- ・上記ゾーニングを行う
- ・訓練出席者名簿に出欠記載 (本来は自治会別受入人数記載
- ・避難者名簿配布 (入場後記載)

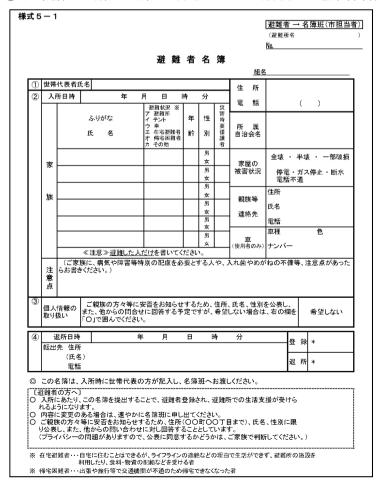
避難者名簿は入場後記載し、本部へ提出してもらう

※ 体育館内に記載台を設置

⑥ 名簿班 (避難者名簿一覧表作成)

1)避難者名簿の作成、管理及び関係情報の提供等を行う

- ① 避難所の各種サービスの提供は、避難者数を基礎として行われるの で、新たな避難者や在宅避難者の名簿への登録の必要を周知し、協力を求めます。
- ② 登録は、「避難者名簿」を使用し、避難者の世帯・家族ごとに行います。
- ③ 「避難者名簿」を「避難者一覧表」に取りまとめて、市担当者に報告します。
- ④ 避難者や在宅避難者の登録、退所者の確認を行い、現状の避難者等の構成(年齢や災害時要援護者等)、人員を常に把握できるよう名簿の 管理を行い、毎日午前8時50分までに市担当者に報告します。
- ⑤ 各運営班に対して、避難者の人数等、活動に必要な情報を提供します。
- ⑥ 「避難者名簿」の情報から、災害時要援護者が必要とする支援を確認し、各運営班に情報を提供します。
- ⑦ 日本語の理解が困難な外国人がいる場合、「避難者名簿」により使用言語と国籍を把握し、各運営班に情報を提供します。







⑦ 食料班物資班 (食料の配給・受入・管理・要請)

基礎知識

食料	特に調理の必要のない主たる食品であり、備蓄食・おにぎり・パン等
(食料班)	のことです。(食料と同時に配給する飲料も含みます。)
	基本的には、災害対策本部が一括して調達し、避難所から要請のあっ
	た数量を配布します。なお、非常時であるため、原則として、品目の選
	定は、災害対策本部に任されることとなります。
	□ 要請→様式10-1「食料供給関係要請・受信票兼処理票」
食材	副食や炊き出し時に使用する食材のことです。
(食料班)	なお、便宜上、日々の飲料(お茶、水、シ゚ュース:バックやペットポトル
	等)や菓子、調味料、また、本来は上記の「食料」に該当する品目を別
	途に要請する場合にも、「食材」の場合と同様の取り扱いをするものと
	します。
	□ 要請→様式9-1「物資・食材依頼伝票」
	□ 管理→様式9-2「避難所物品受払簿」
物資	生活必需品 (毛布、肌着、歯ブラシ、紙おむつ等々) のことです。
(物資班)	災害時用援護者用の個別のニーズに対応する物品も含みます。
	なお、避難所運営委員会の各班が使用する物品やその他、避難所で必
	要とする資機材を要請する場合にも、「物資」の場合と同様の取り扱い
	をするものとします。
	(注:原則として、通信機器、テレビ、ラジオ、パソコン、仮設トイレ
	は、別途、市担当者が要請の対応をします。)
	□ 要請→様式9-1「物資・食材依頼伝票」
	□ 管理→様式9-2「避難所物品受払簿」

【訓練メール】

自主防災部長各位 こちら仰木中学校避難所で す。

仰木中学校避難所に登録 された在宅避難者の方へ の食料の配布準備が整い ました。

下記時間に仰木中学校体 育館まで受け取りに来てく ださい。

24日 〇時〇分

食料等の配給について

- ①公平性の確保に最大限配慮します。
- ② 食料、飲料水の配給は、迅速かつ公平に行うため、「組」ごとに行います。
- ③ 食料、飲料水の配給は、公平性が確保できない場合には、全員に配給 できるようになるまで行わないことを原則とします。
- ④ 災害時要援護者への優先的な配給等、個別の対応が必要な場合は、委員会の了解と協力を得て行います。
- ⑤ 避難所以外の近隣の在宅避難者にも等しく食料を配給します。配給場所、時間等の連絡には、「**避難者への食料・物資等の配分方針に** 関する伝達文 | 等を参考にして、避難所屋外の掲示板等を活用します。

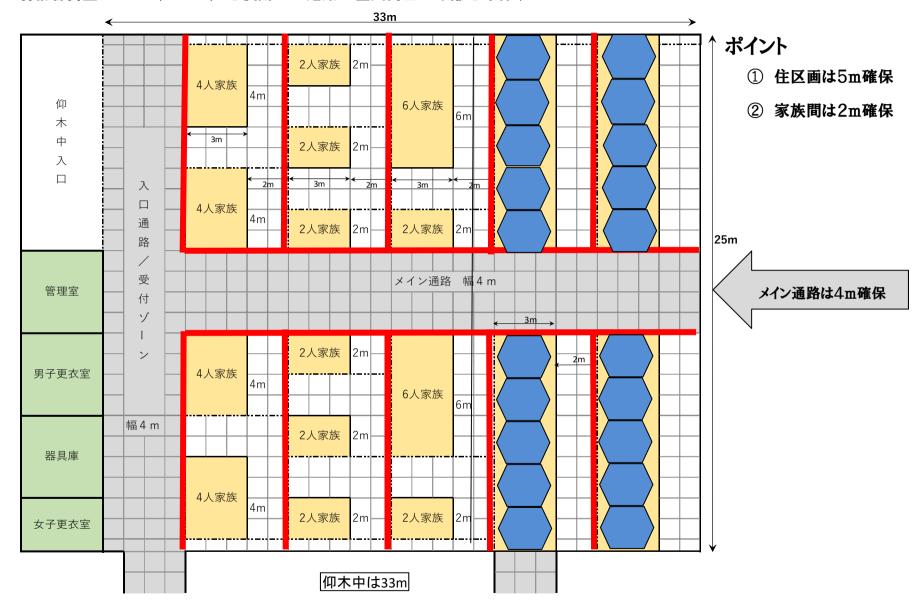
作業概要

- ①「避難者への食料・物資等の配分方針に関する伝達文」作成し掲示します。
- ②不足する食料を様式10-1「食料供給関係要請・受信票兼処理票」に記入し市担当者を通じて災害対策本部に要請します。
- ③食料が到着したら、<u>在宅避難者にも等しく食料を配給する為、配給場所、時間等をメーリングリストにて全防災部へ連絡</u>します。 メールを受け取った防災部長は、在宅避難者へ連絡、又は、防災部長(代理も含む)が代表して受け取りに来ます。 (今回は連絡のみで配給はなし)
- ④避難所内には広報した時間に配給します。

(今回は水ペットボトルを配給しますが、全6回シュミレーションする為、その時間帯の「ベッド設営チーム」に配給します。)

⑧ 総務班 (避難所(体育館)区割訓練)

・弱粘着養生テープ(カラー)を使用して通路・住民同士の距離を確保する

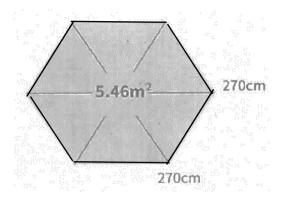


注意事項 テープを剥がす際、床板を傷つけないように注意する。=強く引きはがさない)

⑨ 総務班 (テント設置訓練)

●市防災倉庫から簡易テントを避難所へ搬入し組み立てる





⑩ 救護班 (ベッド設置訓練)

●エアーベッド、エアーマットを避難所へ搬入し、ベッドを設置する

◇エアーベッド

大津市からは市防災倉庫(小学校)、支所へ配備されている 中学校には配備される計画はない為、自主防災会備品を使用する



◇エアーマット 市防災倉庫(小・中学校)へ配備されている

※ 段ボールベッドは避難所開設初期にはない(市防災倉庫には保管されていない)、開設後、市対策本部へ送付を依頼する

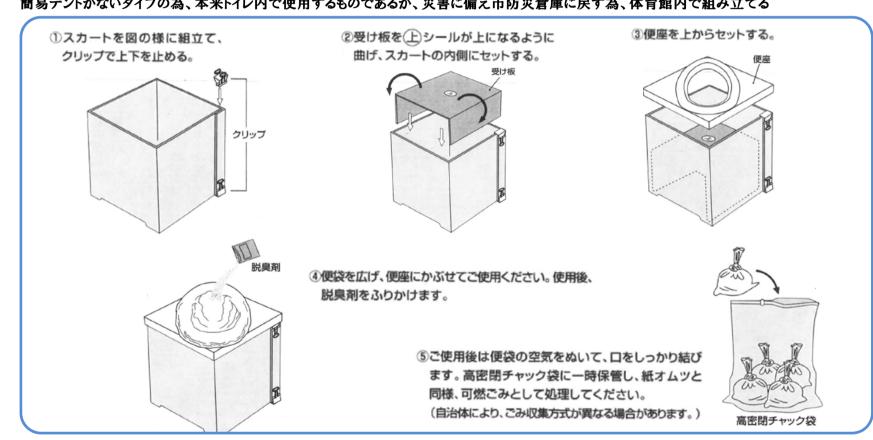
⑪ 衛生班 (トイレ設置訓練)

●断水、排水管、便器の破損等の状況を調査し対応策を決定する

トイレ設備使用可否		対応策				
水道	排水管・便器	・便器 通常通りトイレ使用 簡易トイレ 水洗ト		水洗トイレ用水(プールの水)をバケツに用意		
使用可	使用可	0				
×	使用可	×	0	0		
_	×	×	0	×		

- ※ 上記状況に応じた張り紙を行う。("トイレ使用禁止"など)
- ※ トイレが不足する場合、施設管理者の了解を得て地面に穴を掘りブルーシート等で囲んだ応急トイレを設置 (ごみペールやポリバケツ、灯油缶、ドラム缶等を埋設し、汲み取りすれば繰り返し使用できるよう工夫する)
- ●今回は簡易トイレ設置訓練を行う

簡易テントがないタイプの為、本来トイレ内で使用するものであるが、災害に備え市防災倉庫に戻す為、体育館内で組み立てる



●断水していても排水ができる場合のトイレの使い方

洋式トイレ

洋式トイレで、断水していても排水ができる場合は、

タンクへ水を補充するのではなく、バケツ一杯の水勢いよく流し込むよう にして排泄物を流します。

ただし、1回では流し切れないため、その後3~4リットルの水を流しましょう。排水管の途中で汚物が停滞することを防ぐために、2~3回に1度は多めの水を流すこともポイントです。



トイレットペーパーなどは流さずゴミとして捨てます。

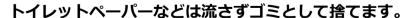
床に新聞紙や雑巾を敷いておき、取り替えるようにします。

和式トイレ

和式トイレで、断水していても排水ができる場合は、

排水レバーを押しながら、バケツ一杯の水を勢いよく流せば、排水されます。

ただし、1回では流し切れないため、その後3~4リットルの水を流しましょう。排水管の途中で汚物が停滞することを防ぐために、2~3回に1度は多めの水を流すこともポイントです。



床に新聞紙や雑巾を敷いておき、取り替えるようにします。



② 避難所運営委員会 (避難者リーダー、施設管理者、避難所担当員)

作業概要

① 施設の安全確保

施設管理者、避難所担当員とともに「避難所施設被害状況チェックリスト」を使用し施設の安全を確保します。

② 立入禁止スペースの指定

施設管理者、避難所担当員とともに避難所の運営を円滑に行う為に立入禁止スペースを指定します。

③ 避難所運営委員会の編成

施設管理者、避難所担当員とともに避難所運営委員会を設立します。

会長・副会長を選出し、班編成と各班リーダー&班員を決定します。

「避難所運営委員会名簿」を作成

「避難所運営委員会運営規約」を作成します。

- ④ 避難所における共通ルールを作成し、掲示版に貼り付けます。
- ⑤ 食料班から「食料供給関係要請・受信票兼処理票」を受取、災害対策本部へ要請します。
- ⑥ 避難所内のペット対策(時間があれば検討)

犬、猫等のペットは、動物アレルギーや人獣共通感染症防止の観点から、避難所の居住スペースに入れないようにします。

- ※ペットの同行避難と避難所の居住スペースでのペットとの同居は別の問題であることに理解を求めます。
- ※ |身体障害者補助犬法」に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬として | 認定」されている補助犬については、使用者とともに避難所に入所させるようにします。また、使用者において補助犬の行動を適正に管理されるよう依頼するとともに、周囲の避難者の理解を得られるよう努めます。
- ②ペットの管理は、飼育者が全責任を負う事を基本とします。
- ③避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、様式15「避難所ペット登録台帳」に記載します。
- ④ 大型動物や危険動物の避難所への同伴は断ります。
- ⑤ ペットの飼育場所(屋外、その他)を決定し、**様式 16「ペットの飼育ルール広報文(案)**」を参考にして作成した文書とともに、飼育者及び避難者へ通知し、徹底を図ります。

<ペットの飼育場所の設置例>

- (1) 収容場所
 - ・飼育者とともに避難所敷地の一角に屋根を設けて収容場所とします。
 - ・居住スペース以外の部屋や倉庫、その他のスペースで、施設管理者の許可が得られ、また、避難者の理解を得られる屋内に収容します。この場合にも、床へのシートの敷設、ケージへの収容等に配慮します。
- (2) 注意点
 - ・ペットの鳴き声や騒音、臭い等が居住スペースに影響せず、また、避難所の運営に支障のない場所を選びます。